

## 栃木県条例第 号

## 栃木県産業再生委員会条例の一部を改正する条例

栃木県産業再生委員会条例（平成十六年栃木県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三十人」を「三十五人」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 栃木県産業再生委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行 条 例
<p>第二条 略</p> <p>組織)</p> <p>第二条 委員会は、委員三十五人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>第三条～第十条 略</p>	<p>第二条 略</p> <p>組織)</p> <p>第二条 委員会は、委員三十人以内で組織する。</p> <p>2 略</p> <p>第三条～第十条 略</p>